

関与先に対して、法人版 事業承継税制（特例措置）の 適用要否を確認していますか？

平成30(2018)年度税制改正において、事業承継税制（特例措置）が創設され、非上場株式等の贈与税・相続税が100%猶予されることとなりました。

ただし、本税制の適用にあたっては、①令和6(2024)年3月31日まで*に特例承継計画を策定し都道府県に提出すること、②令和9(2027)年12月31日までに贈与を実行し、又は相続の開始があり、円滑化法の認定及び申告書の作成・提出を行うことのほか、一定期間ごとの報告等が必要となり、適用要件や手続が複雑です。（*令和4年度税制改正による延長）

後々、関与先とトラブルにならないためにも、早めに関与先と話し合い、適切な対応策を確認するようにしましょう。

こんなことが 起きるかもしれません！

- △ 後々、経営者から、特例措置と相続時精算課税との比較など、顧問税理士からの説明が不足していた、そのようリスクは聞いていなかったと言われ、責任を問われた。
- △ 経営者とは事業承継税制を適用しないことを確認していたが後継者には説明がされておらず、承継後、特例措置の適用を受けられないことについて責任を問われた。
- △ 経営者が金融機関から特例措置の話聞き、そのまま金融機関の紹介で別の税理士に特例措置の申請を依頼していた。その後、顧問契約もその税理士に変更された。
- △ 特例措置適用中に継続の手続が漏れ、納税猶予が突然打ち切りとなった。経営者と「継続届出書」に関する対応者の確認をしておらず、経営者は全て顧問税理士に任せたものとして、自身では手続を把握していなかった。

まずは、経営者が事業承継に対してどのように考えているのか、事業承継診断票（中小企業庁作成）等を通じて関与先の意思確認を行うことが必要です。

関与先チェック項目

No.	項目	Yes	No
1	経営者に、事業承継についての意向を確認したことがない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	関与先が10年以内を目途に事業承継をする可能性がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	相続税の発生が見込まれる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	関与先が法人版事業承継税制（特例措置）の適用要件を満たしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

No.1～4全てYesにチェックがついた関与先には、法人版事業承継税制（特例措置）の適用要否に関わらず、一度本制度の説明を行うことを推奨します。

関与先に有益となる情報は適宜提供し、関与先の維持・発展に寄与することが、顧問税理士として求められる対応と言えるでしょう。

特に、令和元(2019)年度税制改正により、個人版事業承継税制も創設されました。本制度によって数年後に関与先との予期せぬトラブルを発生させないため、また、中小企業の最も身近な相談者たる顧問税理士の責務として、税理士から関与先へ責任をもって確認を取るようにしましょう。

- 関与先の意向を確認すること
- 関与先に説明した実績を残すこと

顧問税理士が主導となり
対応することが、トラブル
回避の第一歩です。

日税連でも事業承継税制について、適宜有用となるコンテンツの提供、情報発信に努めています。

- ・ (チラシ)大丈夫ですか?事業承継税制特例措置の適用期限が迫っています!!
- ・ 法人版事業承継税制（特例措置）に係る事前説明・確認事項
- ・ マルチメディア研修、中小企業支援に係る研修会

詳細は各税理士会又は日税連ホームページをご確認ください。